

# 公募要項

令和6年12月

## 1 目的

この要項は、「東十条駅周辺都市計画決定支援業務委託」（以下「本業務」という。）について、最適な事業者の選定を価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から事業者の選定を行うプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務件名

東十条駅周辺都市計画決定支援業務委託

### (2) 委託内容

別紙1（業務委託仕様書）のとおり。ただし、仕様内容については本プロポーザルで選定した事業者と提案内容等を踏まえ協議の上、決定する。

### (3) 履行期限

契約確定日から令和9年3月31日（水）まで

### (4) 予定価格

51,000,000円（税込）を上限とし、提案価格が上限額を上回る場合は、審査の対象としない。なお、本業務においては、最低制限価格を設定しない。

※本件は令和7年度予算が北区議会（令和7年第1回定例会）で成立した場合に契約を締結する。

※予定価格が2,000万円以上になるため、東京都北区公契約条例で定める特定公契約である。

### (5) 支払い方法

委託料金の支払いは、令和8年度完了後一括払いとする。

## 3 参加者の資格要件

プロポーザル参加者に要求される資格は、参加表明書等提出期限（令和7年1月17日）において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 対象業務における北区での競争入札参加資格（以下「北区競争入札参加資格」という。）を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15

- 年 3 月 28 日区長決裁) による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に規定する更生手続き又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に規定する再生手続きの適用を受けている者又は申請をしている者でないこと。
- (5) 東京都北区契約における暴力団等排除措置要綱(22 北総契第 1894 号平成 23 年 3 月 3 日区長決裁 平成 23 年 4 月 1 日施行)による入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (6) 営業種目として「都市計画・交通関係調査業務」を登録しており、東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格(物品)の都市計画・交通関係調査業務において、募集要件の公表時点で A ランクであること。
- (7) 過去 10 年間(平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに完了の見込みを含む)において、特別区又は東京圏<sup>※1</sup>の人口 20 万人以上<sup>※2</sup>の市で駅周辺等の拠点において、都市基盤整備と高度利用を行うための都市計画決定(地域地区、地区計画等、市街地再開発事業、都市施設など)に関する業務の受託実績があること。
- ※1「東京圏」…東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を含む東京圏をいう。  
 ※2「人口 20 万人以上」…業務受託時の市の人口規模(20 万人以上)をいう。

#### 4 提出書類及び提出期限等

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

必要書類は北区ホームページから入手すること。また、提出書類については別紙 2 (提出書類作成要領)のとおりとする。

##### (2) 参加表明書等の提出

項目	内容
提出期限	令和 7 年 1 月 17 日(金) 午後 5 時まで
提出先	〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 北区役所まちづくり部拠点まちづくり担当課(区役所第一庁舎 7 階 3 番) 窓口対応時間: 土日祝日及び年末年始(12 月 28 日から 1 月 5 日)を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで 電 話: 03-3908-7186(直通) F A X: 03-3908-1276 E-mail: kyotenmachi-ka@city.kita.lg.jp 担当: 林、國安、丸山、佐々木、福島、西村
提出方法	別紙 2: 提出書類作成要領のとおり。 ただし、参加表明書のみ押印済みの原本 1 部を上記提出先へ持参または簡易書留で郵送すること(1 月 17 日(金) 必着)。

(3) 応募書類の提出

項目	内容
提出期限	令和7年1月29日(水)午後5時まで
提出先	4の(2)の提出先に同じ
提出方法	事前に担当者へ連絡し、上記提出先へ持参または簡易書留で郵送すること(1月29日(水)必着)

5 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 提出者は、書類の提出後は区の許可なく記載内容を変更できない。
- (2) 区は、受領した書類を本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (3) 区は、受領した書類について、区の判断により内容の確認や補足資料の提出を求められることがある。
- (4) 区は、受領した書類の返却は行わない。

6 公募のスケジュール

公募要項の公表	令和6年 12月25日(水)
質問受付期限・参加表明書等提出期限	令和7年 1月17日(金)
質問回答	令和7年 1月22日(水)
参加表明辞退届提出期限・応募書類提出期限	令和7年 1月29日(水)
第一次審査：書類審査	令和7年 2月中旬
第一次審査結果通知	令和7年 2月下旬
第二次審査	令和7年 3月中旬
第二次審査結果(契約交渉順位決定)通知	令和7年 3月下旬

7 公募要項の公表

(1) 公表期間

令和6年12月25日(水)正午から令和7年1月29日(水)午後5時まで

(2) 公表方法

区の公式ホームページに掲載

8 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和6年12月25日(水)正午から令和7年1月17日(金)午後5時まで

(2) 提出場所 4の(2)の提出先に同じ

(3) 提出方法 メール(件名を【東十条駅周辺都市計画決定支援業務委託に関する質問(企業名)】としてください)

なお、質問を受信した場合は、区から受信確認メールを送信する。

受信確認メールが届かない場合は問い合わせること。

- (4) 回答方法 令和7年1月22日(水)午後5時までに質問者名を伏せ、区の公式ホームページに掲載する。

## 9 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とし、二段階審査方式で実施する。プロポーザルの審査項目は別紙3(審査項目)により、審査委員会が審査し、契約交渉順位を決定する。

### (1) 第一次審査

提出書類により審査を行う。

### (2) 第二次審査(3者程度)

第一次審査で選定された事業者による企画内容のプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、事業意図に沿った有効な提案であるかを審査し、審査委員会の合議によって本業務委託に最適と思われる事業者及び事績を選定する。開催日時、場所及び留意事項等は、第一次審査による選定後、別途通知する。

※1事業者当たり10分以内とする。

※パワーポイント、プロジェクター等の使用を認める。

※出席者は、本業務を担当する実施体制表に記載の管理技術者及び担当技術者の3名までとし、本件を主に担当する担当技術者が説明するものとします。

### (3) 総合評価点

第一次審査、第二次審査の合計点で評価する。

## 10 審査結果の通知

審査結果は参加者に対して、書面により通知する。また、区の公式ホームページにおいて、件名、業務概要、審査日、契約交渉順位第一位の称号及び所在地を公表する。

## 11 守秘義務

- (1) 参加表明書を提出した事業者は、本業務の履行中に知り得た事項を区の許可なく公表し、または利用してはならない。
- (2) 受注者は、参考資料(個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項)を遵守すること。

## 12 委託の完了

受注者は、業務が完了したときは、速やかに委託完了届を提出し、成果品の納入を行うとともに、貸与品の返却を行うこと。本委託は成果品の納入後、区の検査に合格したことをもって完了とする。

### 13 疑義への対応

本業務の履行に当たって疑義が生じた場合、あるいは本公募要領に定めのない事項については、区と協議のうえこれを決定する。

### 14 その他

- (1) 本プロポーザルは、東十条駅周辺都市計画決定支援業務に関わる2か年の全委託業務に関する応募書類等の提出を求めて評価を行い、受注候補者を決定するものである。
- (2) 無効となる参加表明書又は応募書類等  
参加表明書又は応募書類等が次の条件のいずれか一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者として失格とする。
  - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
  - ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ④ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ⑤ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- (3) 提出に伴う費用  
参加表明書及び応募書類等の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明者及び応募書類等提出者の負担とする。
- (4) 資料の取扱い  
応募書類等の作成のために区より受領した資料は、区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (5) 通信事故の責務  
電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が別に定める。